

# 福岡県公報

平成三十年九月二十五日  
第四千二十九号  
増刊  
①

## 目次

規則 (第四十一号)

○福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事課) …………… 一

## 規則

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年九月二十五日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第四十一号

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則 (昭和三十二年福岡県規則第六十四号) の一部を次のように改正する。

別表第一中「筑紫郡」を「那珂川市」に改め、同表備考中「平成二十三年四月一日」を「平成三十年十月一日」に改める。

### 附則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。